

障害児通所支援事業のてびき

～すこやかな育ちをサポートします～



こどもの発達にあったサービス、ご存知ですか？

発達に遅れや偏り等がある、こどもの発達をサポートする福祉サービスがあります。

もくじ

1. 障害児通所サービスって何ですか？（サービスの流れ）	P2
2. いくらかかりますか？（自己負担額など）	P3
3. どうやって手続きしますか？（手続きの流れ）	P4
よくあるご質問	P5
相談窓口	P6

※この冊子は、神戸市のホームページからダウンロードしていただけます。

詳しくは

神戸市 障害児通所支援事業のてびき

検索



1 障害児通所サービスって何ですか？



- ・児童福祉法に基づく通所または訪問による療育・訓練等の通所支援です。
- ・心身に障害のある児童や発達に心配がある(集団活動に参加するのが苦手、環境変化への適応が苦手、気持ちの切り替えが難しい等)児童を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
- ・サービスの利用には「障害児支援受給者証」が必要です。



対象となる児童

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの児童、難病患者等
- ・療育の必要性が認められる児童

※サービスを利用するには「障害児支援受給者証」が必要です。

サービスの種類

名称	概要	対象児童
児童発達支援 	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。他に、医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援があります。	主に 未就学児
放課後等 デイサービス 	授業の終了後または学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。	学校※に就学中の児童 ※学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園、大学を除く)です。 (専修学校、各種学校も対象)
保育所等 訪問支援 	保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援などを行います。	保育所や幼稚園に通園中又は、小学校に通学中の児童
障害児相談支援 	障害児通所支援の利用前に、障害児相談支援事業所が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、適切なサービス利用に向けて障害福祉サービス事業者と連絡調整を行います。 サービスを受けている児童について、利用計画が適切であるかどうか利用状況や児童の状況を聞き取り、モニタリング報告書を作成します。 ※利用者負担はありません。	障害児通所サービスを利用する児童

2 いくらかかりますか？



自己負担額など

- ・原則としてサービス費用の1割を負担します。
- ・利用される方の世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定されます。そのため、1か月に利用したサービス量に要した費用に関わらず、それ以上の負担は生じません。
- ・神戸市では市独自の減免を行っていますので、左記内容よりも負担軽減される場合があります。
- ・ひと月の負担上限月額を超えないように事業所が上限月額を管理する制度があります。

国基準

世帯の課税状況	負担上限月額
生活保護・ 市民税非課税	0円
市民税課税世帯 (所得割28万未満※) ※収入が概ね890万円以下の世帯	4,600円
市民税課税世帯 (上記以外)	37,200円

減免制度

就学前の発達支援の無償化



対象児童	満3歳に到達した後の初めての4月から小学校就学までの児童
減免内容	世帯の負担能力に関わらず利用者負担が0円 ※おやつ代など実費分は除く

就学前の障害児通所支援の 多子軽減制度について



対象児童	未就学の障害児通所支援を利用する児童 ①市民税の所得割額(世帯合算額)が77,101円以上の場合保護者と同一世帯に、保育所・幼稚園等に通園している兄又は姉がいる ②市民税の所得割額(世帯合算額)が77,101円未満の場合保護者と同一世帯に、兄・姉がいる
減免内容	・就学前の第2子:障害児通所支援に係る費用総額の100分の5 ・就学前の第3子以降:0円

3 どうやって手続きしますか？

● 手続きの流れ

STEP
1

ご相談

- ・お住まいの区窓口(P6)に相談します。
- ・利用したい事業所を探します。

※事前に児童と一緒に見学し、プログラムや空き状況を確認しましょう。

※計画案を事業所に依頼する場合は、利用する障害児相談支援事業所を探します。

STEP
2

利用申請・計画案の提出

- ・利用したいサービスが決まれば、区窓口(P6)で申請します。
- ・障害児支援利用計画案は、障害児相談支援事業所に作成を依頼します。

※保護者自身で計画(セルフプラン)をたてることもできます。

- ・作成した計画案を区窓口(P6)に提出します。

STEP
3

支給決定

- ・受給者証が発行されます。

※申請から発行まで2週間～1か月かかることがあります。

申請は余裕を持って行ってください。

STEP
4

利用契約・利用開始

- ・事業所と契約を結び利用を開始します。

● 申請時に必要な書類

- ・療育の必要性が確認できる書類など(手帳等)
- ・申請に来られる方、申請者の本人確認書類
- ・利用される児童の本人確認書類
- ・在学証明書や生徒手帳など在籍が確認できる書類
(高校生年齢等で放課後等デイサービスを利用する場合)



申請書類等は窓口でお渡しします。

詳細を知りたい方、窓口に来られない方は、区窓口で電話でお問い合わせください。

よくあるご質問

Q1 複数の事業所を利用することはできますか？

こどもの状況等に応じて、必要であれば利用できます。
ただし、1日に利用できる事業所は1カ所のみとなります。(保育所等訪問支援を除く)
また、1月の利用日数が支給量を超えないように調整が必要です。

Q2 児童発達支援・放課後等デイサービスではどんな支援をしますか？

年齢に応じて、健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、
人間関係・社会性等を高めるための支援を行い、自己肯定感や達成感を育みます。
具体的なプログラムの内容については、各事業所で異なりますので、
各事業所へお問い合わせください。

Q3 利用者負担以外に、何か費用を負担することはありますか？

サービス利用料とは別に、おやつ代や教材費として実費が発生する場合があります。

Q4 支給決定を受けた後、手続きする必要があるのはどんな時ですか？

- ・ 受給者証を更新するとき
- ・ 結婚・離婚などで世帯の状況が変わったとき
- ・ 住所が変わったとき
- ・ (放課後等デイサービスのみのみ)学校をやめたとき
- ・ サービスを追加するとき、支給量(日数)を変更するとき
- ・ 上限管理の届出をするとき(新規・変更・廃止)

Q5 受給者証に有効期限はありますか？

- ・ 受給者証の有効期限は約1年です。原則、児童の誕生月の末日までとなります。
- ・ 更新時期が近づくと、お住まいの区役所から更新書類が送付されます。

相談窓口

● 各区役所所在地・代表番号

区役所保健福祉部 保健福祉課 障害福祉担当

東灘区	〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2-1	(代)841-4131
灘 区	〒657-8570 灘区桜口町4丁目2-1	(代)843-7001
中央区	〒651-8570 中央区 東町115	(代) 335-7511
兵庫区	〒658-8570 兵庫区荒田町1丁目21-1	(代)511-2111
北 区	〒658-8570 北区鈴蘭台北町1丁目9-1	(代)593-1111
北神区役所	〒658-8570 北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル2F	(代)981-5377
長田区	〒658-8570 長田区北町3丁目4-3	(代)579-2311
須磨区	〒658-8570 須磨区大黒町4丁目1-1	(代)731-4341
北須磨支所	〒658-8570 須磨区中落合2丁目2-6	(代) 793-1212
垂水区	〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1(レバンテ垂水2号館1～3F)	(代)708-5151
西 区	〒651-2295 神戸市西区糀台5丁目4-1	(代)940-9501

開庁時間 8:45～12:00／13:00～17:15

※手続きには時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。